

## ハワイ州における離婚給付

90

松山大学論集 第9巻 第2号

## 3. 財産の類型

## (1) 婚姻に対する見方

婚姻はパートナーシップ (partnership 民法上の組合) である<sup>7)</sup>。パートナーシップ原理は当事者の財産を分割する際における家庭裁判所の選択の範囲を教導し、制限する<sup>8)</sup>。離婚に伴う財産分割に適用される当該パートナーシップ原理は、つぎのように定められる：「パートナーシップ法では一般に、『各当事者は資本によるかどうかに関わりなく、パートナーシップ財産に対する諸寄与を償還する権利を有する<sup>9)</sup>』。そして法的に許され、拘束力ある反対の合意がない場合、『当事者は、たとえ資本による寄与または労力による寄与が不平等であったとしても、パートナーシップの諸利益を同等に分ける<sup>10)</sup>』。ハワイパートナーシップ法では、各当事者はパートナーシップ財産に対する諸寄与の償還を受け、諸利益および一切の負債が弁済された残余を同等に分けるものとする、すなわち、パートナーシップが負担した損失を資本の損失か他の損失かに関わりなく、当事者の諸利益に対する分け前に従って負担しなければならない<sup>11)</sup>」。

## (2) 財産の類型

上記§ 580—47 にいう「当事者の財産」について判例は、「立法府の意思と符号させるとき、同条の命じる『正当かつ衡平』な結果に達する裁判所の能力を向上させるが損なわないように、財産の定義を広くしたい。『当事者の財産』とは、現在または将来の価値の全てをいい<sup>12)</sup>……」と定義する。

ピーター・ハーマンは、分割の審査対象となる「当事者の財産」について、「物的財産・人的財産を問わないのみならず、共有財産・合有財産・特有財産をも問わない」と述べ、さらにその項目を詳細にあげている<sup>13)</sup>しかし、判例上「当事者の財産」は以下のように 5 類型に分けられている：

A 婚姻時(DOM) に一方配偶者が所有していた全財産の純市場価値 (NMV)。但し、後に当該所有者から他方配偶者、配偶者双方または第三者に対し法的に贈与された財産に帰因する NMV を除く。

- B 婚姻時の NMV が A に包含され、かつ当該所有者から婚姻時から事実審の証拠調べの終結時まで継続して個別に所有していた全財産の NMV の増加分。
- C 婚姻中に贈与または相続によって個別に取得された財産の取得時における NMV。但し、後に当該所有者から法的に他方配偶者、配偶者双方または第三者に対し贈与された財産に帰因する NMV を除く。
- D 婚姻中における取得時の NMV が C に包含され、かつ所有者が取得時から事実審の証拠調べ終結時まで継続して個別に所有していた全財産の NMV の増加分。
- E 配偶者の方または双方が事実審の証拠調べ終結時に所有し、かつ A ~ D に包含されうる NMV を差し引いた全財産の NMV。配偶者双方の資金で蓄積し、または配偶者双方の努力で取得した財産は全てこれに含まれる。

上述のように、パートナーシップに対する資本による寄与（出資）の償還を各当事者は請求することができる。その後に、全利益および剰余金を当事者間で同等に分割する。上述 A および C の NMV は婚姻パートナーシップに対する当事者の資本による寄与（出資）である (Tougas v. Tougas, *supra*; Gardner v. Gardner, *supra*)。

控訴裁判所 (Intermediate Court of Appeals) は 1994 年、*Hussey v. Hussey*<sup>14)</sup>において「当事者の財産」を 2 種類に分け、つぎのように述べている：

- 「1. 婚姻特有財産 (Marital Separate Property) これは離婚時における当事者の方または双方のつぎのような財産をいう：
- (1) ハワイ統一婚前合意法 (HRS § 572 D) に基づく合意によって、婚姻パートナーシップから除外された全財産。
  - (2) 有効な合意によって、婚姻パートナーシップから除外された全財産。
  - (3) ①婚姻中に所有者たる配偶者が贈与または相続によって取得した全財

産。②受贈者で相続人たる所有配偶者がその特有財産と明示した全財産。

③取得後、ひとりでにまたは配偶者の方または双方以外のものにより維持され、かつひとりでにまたは婚姻パートナーシップの収入または財産以外の財源によって積み立てられた全財産。

## 2. 婚姻パートナーシップ財産 (Marital Partnership Property) これは婚姻特有財産に非ざる全財産である。

裁判所は、婚姻特有財産が婚姻パートナーシップ財産の分割に合理的な影響を与えることはできるけれども、非所有者たる配偶者に対してはいかなる婚姻特有財産をも付与することはできない。その結果、上述した財産の5類型は婚姻パートナーシップ財産に対してのみ適用されることになる。そして、(1)上述類型AおよびCのNMVは、一切の有効かつ関連する事項は対等と解されるので、出資した配偶者へ償還される「パートナーシップの寄与」(Partner's contributions)である。

(2)上述類型B, DおよびEのNMVは、これも(1)と同じ理由で各配偶者に二分の一ずつ付与される婚姻パートナーシップ財産である。

(3)家庭裁判所は一切の有効かつ関連事項が対等でないと決定する場合、当該事項を比較考量し、衡平な裁量を行い、パートナーシップ基準から外れていかどうかおよび外れているとすればどの位なのかを示さなければならぬ。

(4)非所有者たる配偶者が上述類型BのNMVに対し直接の物質的な寄与をしてないということは、当該NMVの二分の一以下を非所有者たる配偶者へ付与する有効かつ関連する事項とはならない。

(5)非所有者たる配偶者へ衡平な分け前を付与することが衡平に反しないと同様に、所有者たる配偶者へ上述類型BのNMVの財産を売却するよう要求することは衡平に反するものではない」。